

## 令和2年度 事業計画書

社会福祉法人軽米町社会福祉協議会  
地域活動支援センターふれあい

### 1. 基本方針

「ふれあい」は、軽米町障害者地域活動支援センター事業費補助金交付要綱に基づき、地域活動支援センター事業の適正な運営を確保するために人員及び管理・運営に関する事項を定め、障がい者等の自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な援助、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等地域の実情に応じた事業を実施することを目的として、住み慣れた地域で生活ができるよう、個々の障がいを個性と捉え、「自立と自律」に向けた支援により関係機関、関係者と連携・協働を図りながら次の事業に取り組みます。

### 2. 作業・支援

#### ① 生産活動又は創作的活動

##### (1) 自主製品の生産及び販売

かりんとう等の生産及び販売

##### (2) 受託及び受注事業

各種事業所等からの受託など【(株)岩手富士、尾田川農園】

#### ② 生活支援

##### (1) 日常生活に関すること（衛生・健康管理含む）

##### (2) 社会自立に関すること（調理実習）

##### (3) 余暇活動に関すること（野外活動）

#### ③ 日課（平日）

	時 間	内 容 等
開所	8:30 ~	
送迎（行き）	8:35 ~ 10:00	
朝礼・支援	10:00 ~ 12:00	掃除、朝礼、作業支援 ※ 休憩（15分）
昼食・休憩	12:00 ~ 13:00	
支援	13:00 ~ 15:20	作業支援、※ 休憩（15分）
清掃等	15:00 ~ 15:30	作業室等の後片付け、清掃、帰りの会
送迎（帰り）	15:30 ~ 17:00	
閉所	17:30	

④ 相談・苦情

社会福祉法人軽米町社会福祉協議会が定める「苦情解決実施要綱」に設置

⑤ 非常災害対策

防災教育と訓練の実施

⑥ 関係機関等との連携

(1) 基本方針、作業支援を円滑に推進するため、町や保健医療機関との密接な連携を図る。

(2) 実習体験の受入や地域住民等と交流を積極的に図る。

⑦ 広報活動

「ふれあいだより」等の発行で、活動等の紹介、広報宣伝の活用

⑧ 登録者数 8名（令和2年3月現在）